

## 一般避難所に対する要望（聴覚障害者）

一般向けの避難所では主に情報は音声で提供されますが、聴覚障害者には伝わらないため避難所生活においては大きな困難を伴います。また、聴覚障害は見えないがゆえに、バリアが分かりにくい障害です。このため、避難所の責任者（行政含む）は、聴覚障害者の特性を理解し、視覚的手段による情報提供や意思疎通が十分に図れるよう、関係者へ徹底し支援に当たる必要があります。

- ◆ 避難所を開設したら、まず聴覚障害者の存在の確認を行ってください。
- ◆ 聴覚障害者の存在が確認できたら、本人に直接、障害の程度（聞こえの状態、文章の理解等）やコミュニケーション方法等を確認してください。そして必要に応じて、通訳者（手話通訳者・要約筆記者）を配置してください。
- ◆ これらの情報は、一部の避難所スタッフのみでなく、交代要員も含めて共有し、全期間、常に健聴者と同じ情報提供およびコミュニケーション支援ができるようにしてください。
- ◆ 避難所スタッフ、通訳者（手話通訳者・要約筆記者）が分かるように識別表示をしてください。
- ◆ 音声によるお知らせと同時に、同じ情報を“文字”でも知らせてください。
- ◆ 聴覚障害者にとって避難所で得られる重要な情報源として、ツイッターやフェイスブックがあります。必要な災害関連情報をその都度、発信してください（例：物品配給）
- ◆ 避難期間に応じて、聴覚障害者が日頃使用している補聴器や携帯電話などが使用できるよう、補聴器の修理や携帯電話のバッテリーおよび充電器などの確保をお願いします。
- ◆ 情報提供の方法として、次のような機器があります。状況に応じて配慮をお願いします。
  - ・インターネットにつながったパソコン
  - ・デジタルテレビ（常時、字幕を表示）
  - ・SC 障害者放送「目で聴くテレビ」（アイドラゴンⅢの設置）
  - ・FAX
- ◆ 「耳マーク」を備えてください（聴覚障害を周囲に知らせるため）。
- ◆ A4判の「耳マーク」を避難所入口や窓口等に張り出し、避難所スタッフによるソフト面での支援（筆談等）が可能であることを周知してください。
- ◆ 暗い所でもコミュニケーションが取れるようにしてください（照明、光る筆談機等の確保）。
- ◆ 聴覚障害者への理解については、一般避難者（健聴者）に対しても欠かせません。本人の了承をとったうえで、避難所スタッフからも働きかけてください。聴覚障害が原因によるトラブル（自分がたてる音が聞こえないため）を防ぐためにも必要です。
- ◆ 通訳者の手配も含め聴覚障害者への対応については、行政や聴覚障害者協会（当事者団体）、聴覚障害者情報提供施設等と綿密に連携をとって進めてください。